

（最高速度表示灯）

第79条 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日以前に製作された特定小型原動機付自転車については、令和6年12月22日までの間、保安基準第66条の17の規定は、適用しない。